

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年11月10日(2005.11.10)

【公表番号】特表2001-521497(P2001-521497A)

【公表日】平成13年11月6日(2001.11.6)

【出願番号】特願平10-541168

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 31/55

A 6 1 K 31/519

A 6 1 K 31/554

A 6 1 K 45/00

A 6 1 P 25/18

【F I】

A 6 1 K 31/55

A 6 1 K 31/519

A 6 1 K 31/554

A 6 1 K 45/00

A 6 1 P 25/18

【手続補正書】

【提出日】平成17年3月7日(2005.3.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成 17 年 3 月 7 日



特許庁長官殿

1. 事件の表示

平成 10 年特許願第 541168 号

2. 補正をする者

名 称

アクゾ・ノベル・エヌ・ベー



3. 代 理 人

東京都新宿区新宿 1 丁目 1 番 11 号 友泉新宿御苑ビル

(郵便番号 160-0022) 電話 (03) 3354-8623

(6200) 弁理士 川 口 義 雄



4. 補正命令の日付 自 発

5. 補正により増加する請求項の数 なし

方 式 査



6. 補正対象書類名 請求の範囲

7. 補正対象項目名 請求の範囲

8. 補正の内容

(1) 請求の範囲を別紙の通り補正する

[別紙]

請求の範囲

1. ミルタザピンと抗精神病剤からなる組み合わせ。
2. 該抗精神病剤が典型または異型抗精神病剤であることを特徴とする、請求項1に記載の組み合わせ。
3. 該抗精神病剤が、アセプロマジン、クロルプロエタジン、クロルプロマジン、シアメマジンフルオプロマジン、メトトリメプラジン、プロマジン、メソリダジン、ペリシアジン、ピペラセタジン、ピポチアジン、スルホリダジン、チオリダジン、アセトフェナジン、カルフェナジン、ジキシラジン、フルフェナジン、ペラジン、ペルフェナジン、プロクロルペラジンチオプロパザート、チオプロペラジン、トリフルペラジン、クロルプロチキセン、フルベンチクソール、チオチキセン、ズクロベンチクソール、ベンペリドール、プロムペリドール、ドロペリドール、フルアニソン、ハロペリドール、メルペロン、モペロン、ピパムペロン、スピペロン、チミペロン、トリフルペリドール、フルスピリレン、ベンフルリドール、ピモジド、アミスルプリド、ラクロプリド、レモキシプリド、スルピリド、スルトプリド、チアプリド、モリンドン、オキシペルチン、クロザピン、ロキサピン、リスペリドン、オランザピン、セルチンドール、クエチアピン、及びジップラシドンから選択されることを特徴とする、請求項1に記載の組み合わせ。
4. 該抗精神病剤が、アセプロマジン、クロルプロメタジン、クロルプロマジン、シアメマジンフルオプロマジン、メトトリメプラジン、プロマジン、メソリダジン、ペリシアジン、ピペラセタジン、ピポチアジン、スルホリダジン、チオリダジン、アセトフェナジン、カルフェナジン、ジキシラジン、フルフェナジン、ペラジン、ペルフェナジン、プロクロルペラジンチオプロパザート、チオプロペラジン、トリフルペラジン、クロルプロチキセン、フルベンチクソール、チオチキセン、ズクロベンチクソール、ベンペリドール、プロムペリドール、ドロペリドール、フルアニソン、ハロペリドール、メルペロン、モペロン、ピパムペロン、スピペロン、チミペロン、トリフルペリドール、フルスピリレン、ベンフルリドール、ピモジド、アミスルプリド、ラクロプリド、レモキシプリド、スルピリド、

スルトプリド、チアブリド、モリンドン、オキシペルチン、クロザピン、ロキサピン、リスペリドン、及びオランザピンから選択されることを特徴とする、請求項1に記載の組み合わせ。

5. 医療に用いられることを特徴とする、請求項1から請求項4までのいずれか一項に記載の組み合わせ。

6. 1つもしくはそれ以上の医薬的に許容可能な担体と組み合わせた請求項1から請求項4までのいずれか一項に記載の組み合わせからなる製剤。

7. 精神異常症を治療及び／又は予防するために抗精神病剤と同時または逐次的に投与するための薬剤の製造におけるミルタザピンの使用。

8. 精神異常症を治療及び／又は予防するためにミルタザピンと同時または逐次的に投与するための薬剤の製造における抗精神病剤の使用。

9. 精神異常症を治療及び／又は予防するための薬剤の製造におけるミルタザピンと抗精神病剤の使用。

10. ミルタザピン及び抗精神病剤から選択される少なくとも1つの活性成分を含み、更に、ミルタザピンと抗精神病剤からなる組み合わせにおけるその活性成分、またはそれらの活性成分の使用法に関する指示を含む情報添付文書を含んでいる患者用包装。